

- 基準協会の動き
- 論説 1 第三者評価を受けて得たもの
- 論説 2 2 回目の ALO を経験して
- 協会から 自己点検・評価の質の向上を目指して
—— 職員の果たす役割と期待
- 日誌

基準協会の動き

第三者評価

平成 27 年度

●平成 27 年度第三者評価の訪問調査が行われています

平成 27 年度第三者評価の実施については、7 月 9 日・10 日に評価員研修会が開催されました。1 日目は「初任者対象研修会」として、第三者評価及び短期大学評価基準、評価員の役割、評価様式の取り扱い・事務的な留意事項、短期大学設置基準等についての研修が行われました。2 日目は「評価員全体研修会」として平成 26 年度第三者評価の振り返り、基準別評価票の作成、評価員の役割についての研修が行われた後、各評価チームに分かれて打ち合わせが行われました。その後、基礎資料、書面調査・訪問調査の留意事項、財務諸表の見方についての研修が行われました。

各評価員は、7～8 月にかけて評価校から送られた自己点検・評価報告書について書面調査を実施し、9 月初旬からは訪問調査が始まっています。2 泊 3 日の日程で評価チーム（4 名程度）が評価校を訪問し面接調査や学内視察を行います。訪問調査は 10 月下旬まで行われます。

●今後の評価スケジュール

10 月下旬……第三者評価 訪問調査終了

11 月 5 日……評価チームからの基準別評価提出締切

11 月 17～18 日……第三者評価委員会分科会 I（ヒアリング・機関別評価修正版の作成）

11 月 30～12 月 1 日……第三者評価委員会分科会 II（機関別評価原案の作成）

12 月 10 日……第三者評価委員会（機関別評価案の作成）

12 月 17 日……理事会（機関別評価案の確定）

12 月 18 日……評価校へ機関別評価案の内示
平成 28 年

1 月中旬……内示に対する異議・意見申立ての提出締切

2 月上旬……第三者評価審査委員会による審査（異議・意見申立てのあった場合）

3 月中旬……理事会（平成 27 年度機関別評価結果の決定）、評価校への機関別評価結果の通知

3 月下旬……評価結果の公表

平成 28 年度

●平成 28 年度第三者評価 評価校が決定しました

平成 28 年度第三者評価につきましては、全国の公・私立短期大学に評価の申し込み案内を送付し、平成 27 年 7 月 31 日を期限として受け付けを行った結果、67 校から評価の申し込

みがありました。去る9月17日に開催された第16回理事会において、正式に67校を平成28年度の評価校とすることが決定しました。

● ALO 対象説明会を開催しました

去る8月26日(水)、東京・市ヶ谷のアルカディア市ヶ谷 [私学会館] において、ALO

対象説明会を開催しました。当日は、平成28年度に評価を受ける67校の短期大学のALO(第三者評価連絡調整責任者)のみならず、評価申込校以外の会員短期大学のALO及び学内の第三者評価に携わる教職員等、合計237名が参加して、下記の説明等が行われました。

平成28年度第三者評価 評価校 ALO 対象説明会次第

会場：アルカディア市ヶ谷 3階「富士の間」
平成27年8月26日(水) 13:00～16:55

「開会挨拶」

関口 修 氏 (短期大学基準協会 理事長)

「短期大学評価基準等について」

原田 博史 氏 (第三者評価委員会 委員長)

「選択的評価基準及び平成26年度評価からみた留意点について」

麻生 隆史 氏 (第三者評価委員会 副委員長)

「基礎資料及び事務的な留意事項について」

桜井 一江 氏 (短期大学基準協会 事業課長)

「訪問調査の対応等について」

竹田 貴文 氏 (短期大学基準協会 事務局長)

「質疑応答」



(関口修理事長による挨拶)



(質疑応答の様子)

論説 1

第三者評価を受けて得たもの

船 盛 茂 (美作大学短期大学部 学長)

はじめに

美作大学短期大学部は、岡山県北人口 10 万人強の地方小都市に位置しています。昭和 26 年の創立で、現在、栄養学科、幼児教育学科の 2 学科及び 1 年課程の専攻科介護福祉専攻を設置し、同じキャンパス内にある美作大学と共に、食・子ども・福祉の分野で、地域の人々の生活を支えることのできる専門的職業人の育成を目的とした教育研究に取り組んでいます。

本学は平成 19 年度に 1 回目の第三者評価を本基準協会より受けました。平成 26 年度が 7 年目ということで 2 回目の第三者評価を受けたわけですが、実は評価を受ける年度については、平成 26 年度にするか、25 年度にするかで迷いました。というのも、前述のように短期大学部の 1 回目の第三者評価が平成 19 年度、そして大学のそれが翌年であったため、短期大学部の 2 回目の評価を平成 26 年度としたら、大学は平成 27 年度ということになります。平成 27 年度は本学を設置する学校法人美作学園の創立 100 周年の年に当たり、各種の周年行事が行われるため、大学の第三者評価へ向けた準備に支障をきたす恐れがあるのではないかとこの懸念からでした。

理事長はじめ学内理事、そして ALO 予定者を交えて検討を重ね、大学の第三者評価が学園 100 周年の年度に重なっても特段の支障はなかろうとの判断から、短期大学については平成 26 年度に第三者評価を受けることとし、結果、年度末に適格認定されました。

1 ALO 経験、そして学長としての第三者評価

1 回目の時は教務部長であったこともあり、ALO として第三者評価を経験しました。もちろんそれまでも学内の自己点検・評価には深く関わってはいましたが、はじめての外部評価ということで、評価領域の違いに戸惑い、限られたページ数の中で各評価領域にどの程度のページを割り振り、どの程度詳細に記述するか、さらには記述内容の全体的統一をどのようにとるかで苦勞し、各評価領域の責任者の集まりを持ちながら調整を図ったことを今でも鮮明に記憶しています。

「向上・充実のための課題」について数点指摘がありましたが、適格認定を受けることができました。そして、指摘事項については真摯に受け止め、平成 20 年度以降、改善・充実へ向け経営会議のリーダーシップの下、改善に取り組み、この度の 2 回目の第三者評価に臨んだ次第です。

2 回目の第三者評価は学長として臨むことになったわけですが、1 回目の ALO の経験が大いに役立ったことは言うまでもありません。もちろん、評価基準は大きく見直しが図られ、四つの評価基準に絞られています。それぞれの基準ごとに幾つかのテーマが設定、さらに各テーマごとに細かく区分がなされているため、各区分ごとに現状の記述、改善計画の記述を進めるということで、前回と比べ報告書は随分作成し易くなったと思えました。これは私見ですが、今回の評価基準等の見直しにより、各短期

大学から提出される評価報告書の記述のバラツキも相当に改善されたのではないかと想像します。

また、前回 ALO を経験してよかった点の二つ目は、自己点検・評価、裏付けとなる根拠資料の準備、そして報告書の作成等、第三者評価へ向けた一連の取り組みの流れの全体がある程度頭に入っていたこともあり、今回 ALO に任命した教務部長と言わば二人三脚で作業の進捗状況を確認し合いながら取り組むことができました。また前回の経験から、ALO だけでは関係教職員に指示しにくいと思われる事項については、ALO と学長の私と 2 人でそれに当たり、訪問調査までに必要な取り組みをスムーズに終えることができました。

2 大学教育改革・改善の要請と自己点検・評価

大学の教育研究の改革・改善は、各大学の建学の精神に基づきつつ、社会の要請（中央教育審議会答申に基づく文部科学省からの大学教育の質的転換の要請や設置基準等の改正も含む）を尊重しながら、目標とその達成へ向けた計画についての慎重な議論・合意形成を踏まえた PDCA の実施が重要なことは論を待ちません。

先で簡単に触れましたが、1 回目の第三者評価で指摘を受けた「向上・充実のための課題」数点については、翌年から早速それぞれの関係部署・学科で改善へ向けた取り組みを進め、改善内容の周知と実行に努めて行きました。

一方これとほぼ時を同じくして、中央教育審議会の大学教育部会から大学教育の質的転換へ向けた答申、さらには大学改革実行プランが出され、その答申に沿った早急な改革が各大学に求められていったのは周知のとおりです。

すなわち、単位数に対応した学修時間の増加・確保のためのキャップ制の導入、事前事後学習の記載を盛り込んだシラバスの更なる充実、組織的な教育の実施、教員中心の授業科目の編成からディプロマ・ポリシーに基づいた組織的・

体系的な教育課程の編成等、様々な改革の要請が矢継ぎ早に出され、それへの対応に取り組みながら、同時並行的に 2 回目の第三者評価へ向けた準備を進めて行かざるをえませんでした。これはもちろん本学だけのことではなく、昨年度そして今年度評価を受けられたいずれの短期大学についても言えることだろうと思います。

改革の取り組みと第三者評価へ向けた準備が重なり、作業量が多くなったことは当初想定していなかったことですが、加えて改善の取り組み事項によっては、改善の取り組みと当該内容についての報告書への記述とが時期的に重なったこともあり、記述の仕方に特別な注意を払う必要があったのは前回と異なる点でした。ただ、地方の小規模の短期大学そして大学を取り巻く状況が一段と厳しさを増す中であっては、これまで以上に様々な面で改革・改善の取り組みの加速が予想されます。それだけに、中央教育審議会の審議内容、それを踏まえた文部科学省の高等教育に対する施策に常に気を配る中で、学長の強いリーダーシップの下、自大学の立ち位置・強みについての共通理解を図りつつ、教育研究の充実へ向けた迅速かつ適格な取り組みに常に心がけることが肝要と、この度の第三者評価を受け、改めて強く思った次第です。

おわりに

冒頭にも触れましたが、本学は岡山県北の小都市に位置しており、他の短期大学や大学とは 60 キロメートル以上離れています。そのため他の短期大学等との日常的な交流に乏しく、それらの短期大学等で例えば文部科学省からの教育改善要請に対応し、具体的にどのような取り組みが進められているか情報の収集に困難があります。

もちろん私どもとしては、日頃から日本私立短期大学協会等の主催による研修会等には極力出席を心がけてはいます。そこで得られた情報を基に教育研究体制の点検・評価、そして改善に取り組んでいるつもりではありますが、他の

短期大学等の情報が得られにくいこともあり、改善・充実へ向けた取り組みが独りよがりになっていないか、また、取り組むべき重要な事項で見落としてしまっていることはないか等、不安を抱いてきました。

そういった点、本基準協会の定める各評価基準・テーマ、さらには区分、また、「自己点検・評価報告書作成マニュアル」の内容は、本学のこれまでの取り組みを今一度点検し、一層の充実を図っていく上での指標として大いに役立ったと思っています。特に、訪問調査における評価員の方々の、和やかな雰囲気の中での評価基準に基づいた有意義な助言は、本学のこれからの教育への取り組みへの貴重な示唆を頂いたものと深く感謝しています。

最後になりましたが、遠方からお出で頂き貴重なご意見を頂いた評価員の先生方、そして、評価を受けるに当たりお世話頂いた基準協会の方々に心よりお礼申し上げます。



(美作大学短期大学部のキャンパス)

論説 2

2 回目の ALO を経験して

山田 隆文 (明倫短期大学・教授・教務部長・ALO)

はじめに

明倫短期大学は、2 回目の第三者評価を平成 26 年度に受け、平成 27 年 3 月に「適格と認める」との評価を受けることができました。2 回目の ALO を経験し、その経過報告をさせていただきます。

1 評価に対する学内環境づくり

第三者評価は、学校教育法の第 109 条に定められているとおり、大学が自己点検・評価した資料を基にして、7 年に一度、他大学の教職員などから評価を受けるものです。基準協会によれば、「第三者評価は、あくまでも各短期大

学が高等教育機関としてより良い教育サービスが提供できるよう向上・充実を促すもの」とあり、普段は内部には気付かない利点や改善点を、客観的な視点から評価を受けることで、短期大学の発展のための PDCA サイクルを回すための重要な起動力になると思います。

ただ、7 年という期間が長いのか短いのか、今回の第三者評価のための学内の土台作りをしようとしたときに、前回の評価を経験した教職員の退職や世代交代などもあり、再び教職員の緊張感を高め、自己点検・評価モードに切り替えるにはかなりの時間を要しました。FD の担当も兼任しておりますので、「授業評価」、「学

習成果」などをテーマにワークショップなどを繰り返し、モチベーションをあげていく工夫をしました。

2 ALOの説明会に参加して

ALOは、基準協会によれば「第三者評価連絡調整責任者」という意味であって、認定にかかわるすべての作業を統括・調整する人を指しているとあります。さらに、その業務を円滑に行い、任務を遂行していくために、以下のような、かなりハードルの高いアイデンティティが求められています。

- ① ALOの役割は、第三者評価に関して中心的役割を担い、常に基準協会と連絡をとり、短期大学の向上・充実に向けて前進できるよう学内組織全般を支援するとあります。実際に、学内ではFDのテーマ選びから、自己点検・評価報告書の作成全般、訪問調査では、評価員との連絡から、日程の調整などを、通常の講義や実習や会議をこなしながら行う業務としては、なかなかハードであることは否めません。
- ② 教職員からの信頼を得るために「ALOは、中立的な立場でなければならぬ」とありますが、締切を守り、真摯な報告書を執筆してもらうためには、時には、あえて意図的に悪役に徹する覚悟も必要であるかもしれません。
- ③ ALOとしてのバランス感覚として、①「教育の質を保つために有益か」、②「向上・充実につながるか」、③「誠実・公平であるか」の項目に留意するように書かれています。報告書作成のために、現状の見直しをしていく上で、7年に一度だからと、単に今ある不満や問題点を洗い出すような、その場限りの付け焼き刃ではなく、中・長期的にみて、いかにプラス思考を継続できるかを考えていくことは、なかなか難しいことです。
- ④ 第三者評価作業を行っていく上で、「対話を重視している」、「問題解決の第一歩は対話

にある」と記載されていますが、複数学科を持っていると、教育課程の違いや、教職員の職種の違いなどに起因する価値観の相違などから、いかに共通のコンセンサスを得ていくかという点では、まだまだ力不足を感じています。

- ⑤ 「良質な対話」も求められているところですが、自己点検・評価報告書には提出期限というタイムリミットがありました。果たして、十分な対話と共通認識と合意形成が出来たかどうかという点に関しては、はなはだ時間不足で、消化不良の部分もあったようです。

3 自己点検・評価報告書の作成

報告書を作成するにあたり、多くの教職員が資料の収集と執筆にかかわってきます。しかし、たとえば「学習成果」という一つの概念をとってみても、学科間での温度差があったことが確かです。その温度差を調整し、文体を統一させ、抽象的な表現を、いかに分かりやすい具体的な表現に落とし込んで、報告書をまとめていくという作業は、なかなか骨の折れるものでした。実際には、私ひとりでは到底力の及ばないところであり、資料収集やファイリング、最終的な報告書のフォーマットにまとめていただいた事務職員の方々に頭の下がる思いです。

しかし、提出後から訪問調査までの間に報告書も何度か読み返してみると、7年後の認証評価に向けての、課題を発見することができました。

4 評価チームによる訪問調査への対応

明倫短期大学の訪問調査は、平成26年10月に行われました。

第三者評価は、あくまでもピア・レビューを通して、教育機関が教育の質を向上させ発展していくためのものです。

あいにくの耐震補強工事中の訪問調査となり、4名の評価員の方々にはいろいろとご不便をおかけしてしまいました。時には厳しいご指

摘や、時には「うちも、同じようなところで悩んでいるんです」という言葉に助けられながらの3日間でした。

おわりに ―今後の課題と7年後の認証評価に向けて―

第三者評価では適格との評価を受け、特に優れた試みと評価できる事項もいただき、幸いなことに早急に改善を要すると判断される事項は無かったものの、それでも、向上・充実のための課題は残されています。

まず、きちんとしたコンセンサスを得た「学習成果」の定義付けを行わなければならないこと。また、自己点検・評価という概念そのものが、まだまだ全教職員には浸透しておらず、報告書の執筆や訪問調査に出席しない教職員にとっては、実感のわからないイベントであり、これを、いかに全学的な取り組みに発展させていくかという課題もあります。

次の訪問調査は7年後ですが、すでに、やっと終わったという、のど元を過ぎて安心してし

まったような感覚もないとは言えません。しかし、さらに次の7年間、自らの大学を高めていくというモチベーションを、継続し続けていかなければならないという気持ちを忘れてはならないと感じています。



(現在の明倫短期大学(上)と、耐震補強中のプレハブ校舎(下))

協会から



自己点検・評価の質の向上を目指して ―― 職員の果たす役割と期待

一般財団法人短期大学基準協会 監事
関西外国語大学短期大学部 理事長・学長

谷本 榮子

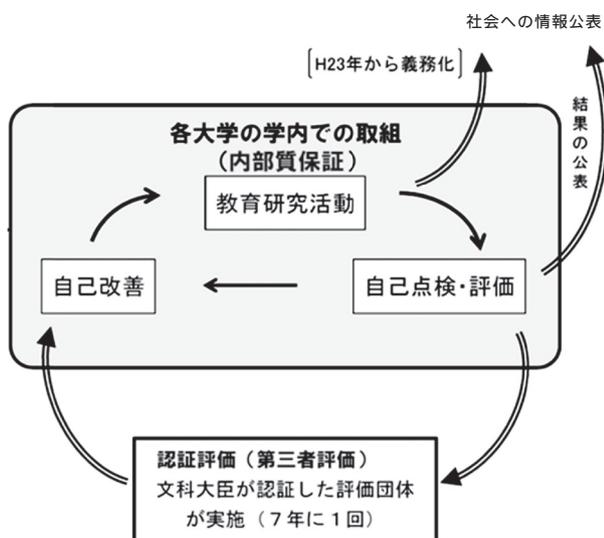
平成3年に短期大学設置基準の大綱化により、短期大学は事前審査・規制から事後チェックへと変貌を遂げることになり、弾力的な運用が可能となりました。各短期大学では自らの創意工夫により自学の方針、特色ある教育課程等

を計画・立案し、実行するなど自ら短期大学の水準の維持向上や活性化が可能となりましたとともに、社会的責任を果たすべく不断の自己点検・評価の実施が努力義務として取り入れられました。また平成14年には、学校教育法が

改正され、すべての短期大学が定期的に認証評価機関による評価を受けることが法律に明示され、現行の大学評価制度が確立されました。

改めて言うまでもありませんが、自己点検・評価とは、短期大学が教育水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、その理念・目標に照らして自らの教育研究活動などの状況について自己点検し、現状を正確に把握・認識した上で、その結果を踏まえ、優れている点や改善を要する点など自己評価を行うことと規定されています。この自己点検・評価がその目的に沿って正しく実施されることは、認証評価制度を有効に機能させるための前提条件であり、短期大学の恒常的な質の向上にとって不可欠なものであると言えます。

多くの短期大学では、自己点検・評価にPDCAサイクルの手法を取り入れ、短期大学を取り巻く外部環境や、自学の強み・弱みといった内部環境の双方を踏まえて、①自学の方針、具体的な目標の立案と、それを実行するための計画を決定し（Plan）、②その計画を実行に移し（Do）、③結果や実効性について自ら点検し（Check）、④その点検の結果を基に計画の修正、新たな計画の立案を行う（Action）、という手順で短期大学改革に寄与する着実な成果をあげつつあります。



図：大学内での質保証イメージ
(文部科学省資料より抜粋・引用)

現行の認証評価制度に基づく第三者評価も平成23年から第2評価期間に入り、評価の観点も「学習成果」、「内部質保証」が重要視されるようになりました。自己点検・評価は、よりよい教育研究・社会貢献を目指して、あくまでも短期大学自らが取り組むものですが、このような外部認証機関からの評価、指摘を取り込むことによって、さらなる質の向上を図ることが可能になり、今や短期大学運営における中核的な制度と位置付けられるものになりました。

昨今、短期大学マネジメントの高度化、複雑化が進み、職員が教員と対等な立場で短期大学運営に参画する「教職協働」の重要性や、職員の経営参画能力を向上させるための組織的な取り組みの必要性などが、中央教育審議会の答申などで指摘されております。自己点検・評価を正しく有効に機能させるためには、短期大学の教員・職員が協働して取り組む必要があります。自己点検・評価には、各種データの収集・分析を前提とした客観的な証拠（エビデンス）が求められることから、これらを担当する新たな専門職（Institutional Researcher）も誕生しつつありますが、幹部職・管理職として短期大学運営に携わる職員には、大学の歴史・制度、政策の動向、教育研究など従来の業務に関する知識に加え、洞察力や物事を論理的に考え将来を予測するなど、戦略的思考のスキルも要求されるようになってきました。短期大学を取り巻く環境は一段と厳しさを増してきますが、自己点検・評価を通じた短期大学マネジメントに、職員の果たすべき役割や期待がますます大きくなっているといっても過言ではありません。

最後になりましたが、自己点検・評価は短期大学の自立とさらなる質の向上を目指す上で、必要不可欠なものであり、各短期大学がその意義を正しく理解され、教員・職員が協働して取り組まれることによって、短期大学運営に邁進され成果をあげられることを祈っております。

日誌

平成 26 年度（平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月）

◇理事会

第 12 回 平成 26 年 12 月 18 日（木）

議事

1. 平成 26 年度第三者評価機関別評価案の内示について
2. 評価員候補者確保のための方策について
3. 短期大学評価基準の改定について

第 13 回 平成 27 年 2 月 20 日（金）

議事

1. 平成 26 年度第三者評価に係る機関別評価案に対する意見申立てについて
2. 平成 26 年度第三者評価機関別評価案（条件付き適格）に係る短期大学の改善報告及び改善計画等について
3. 平成 26 年度第三者評価結果報告書について
4. 各種委員会の委員候補者について
5. 平成 27 年度の会議日程について

第 14 回 平成 27 年 3 月 12 日（木）

議事

1. 平成 26 年度第三者評価に係る機関別評価結果の決定について
2. 短期大学評価基準の改定について
3. 各種委員会の委員長について
4. 平成 26 年度補正予算について
5. 平成 27 年度事業計画について
6. 平成 27 年度収支予算について

◇第三者評価委員会

第 95 回 平成 26 年 10 月 23 日（木）

議事

1. 平成 26 年度第三者評価分科会について
2. 平成 26 年度第三者評価決定までの流れについて
3. 平成 26 年度機関別評価の判定の目安について
4. 平成 26 年度機関別評価案作成上の課題対応メモについて
5. 短期大学評価基準の改定について

第 96 回 平成 26 年 12 月 11 日（木）（拡大会議）

議事

1. 平成 26 年度分科会Ⅱの概要について
2. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（内示）等について

第 97 回 平成 27 年 1 月 29 日（木）

議事

1. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 A）の短期大学の改善報告について
2. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 A）の短期大学の改善計画について
3. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適

格 B）の短期大学の改善意思について

4. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（内示）に対する意見申立てについて
5. 平成 26 年度第三者評価結果報告書（説明部分）について
6. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について
7. 平成 27 年度会議等予定について

第 98 回 平成 27 年 2 月 19 日（木）

議事

1. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（内示）に対する意見申立てについて
2. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 A）の短期大学の改善報告について
3. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 B）の短期大学の改善意思について
4. 平成 26 年度第三者評価 条件付き適格の機関別評価案について
5. 平成 26 年度第三者評価結果報告書について
6. 平成 26 年度第三者評価結果の通知・公表について
7. 平成 26 年度評価 評価校アンケートについて
8. 平成 27 年度第三者評価 評価員の交代について
9. 短期大学評価基準改定に係るパブリック・コメントの対応について
10. 平成 26 年度第三者評価の振り返りについて

第 99 回 平成 27 年 3 月 11 日（水）

議事

1. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 A）の短期大学の改善報告書等について
2. 平成 26 年度第三者評価プレス発表用の資料について
3. 短期大学評価基準改定に係るパブリック・コメントの対応について
4. 平成 26 年度第三者評価の振り返りについて
5. 評価員候補者推薦基準の見直しについて
6. よくある質問（FAQ）について
7. 平成 26 年度基準別評価票に寄せられた評価チームの意見等について
8. 平成 26 年度第三者評価 文部科学省への事前説明について

◇第三者評価委員会小委員会

第 82 回 平成 26 年 10 月 23 日（木）

議事

1. 平成 26 年度第三者評価分科会について
2. 平成 26 年度第三者評価決定までの流れについて
3. 平成 26 年度機関別評価の判定の目安について
4. 平成 26 年度機関別評価案作成上の課題対応メモについて
5. 短期大学評価基準の改定について

第 83 回 平成 26 年 12 月 11 日 (木)

議事

1. 平成 26 年分科会Ⅱの概要について
2. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (内示) 等について
3. 短期大学評価基準の改定について

第 84 回 平成 27 年 1 月 29 日 (木)

議事

1. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 A) の短期大学の改善報告について
2. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 A) の短期大学の改善計画について
3. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 B) の短期大学の改善意思について
4. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (内示) に対する意見申立てについて
5. 平成 26 年度第三者評価結果報告書 (説明部分) 案について

第 85 回 平成 27 年 2 月 19 日 (木)

議事

1. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (内示) に対する意見申立てについて
2. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 A) の短期大学の改善報告について
3. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 B) の短期大学の改善意思について
4. 平成 26 年度第三者評価 条件付き適格の機関別評価案について
5. 平成 26 年度第三者評価結果報告書について
6. 平成 26 年度第三者評価結果の通知・公表について
7. 平成 26 年度評価 評価校アンケートについて
8. 平成 27 年度第三者評価 評価員の交代について
9. 短期大学評価基準改定に係るパブリック・コメントの対応について
10. 平成 26 年度第三者評価の振り返りについて

第 86 回 平成 27 年 3 月 11 日 (水)

議事

1. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 A) の短期大学の改善報告等について
2. 平成 26 年度第三者評価プレス発表用の資料について
3. 短期大学評価基準改定に係るパブリック・コメントの対応について
4. 平成 26 年度第三者評価の振り返りについて
5. 評価員候補者推薦基準の見直しについて
6. よくある質問 (FAQ) について
7. 平成 26 年度基準別評価票に寄せられた評価チームの意見等について
8. 平成 26 年度第三者評価 文部科学省への事前説明について
9. 評価員研修会の旅費の取り扱いについて

◇財務部会

第 2 回 平成 26 年 11 月 12 日 (水)

議事

1. 第 2 回財務部会の確認・検討事項
2. 分科会への連絡文書について
3. 分科会関係資料
4. 平成 26 年度「財的資源」の財務部会としての判定について

◇第三者評価審査委員会

第 1 回 平成 27 年 2 月 5 日 (木)

議事

1. 平成 26 年度第三者評価 機関別評価結果案 (内示) に対する意見申立案件について

◇調査研究委員会

第 30 回 平成 27 年 2 月 26 日 (木)

議事

1. 短大生調査 2014 (Tandaiseichosa2014) について
2. 調査研究委員会の平成 27 年度事業計画 (案) について
3. 短大生調査 2015 (Tandaiseichosa2015) の実施にかかわる検討課題について

◇広報委員会

第 39 回 平成 27 年 1 月 16 日 (金)

議事

1. NEWS LETTER 第 69 号発行について
2. NEWS LETTER 第 70 号編集について

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月～平成 27 年 9 月)

◇理事会

第 15 回 平成 27 年 5 月 21 日 (木)

議事

1. 評議員会の招集について
2. 理事の推薦について
3. 平成 26 年度事業報告について
4. 平成 26 年度決算報告について
5. 公益目的支出計画実施報告書について
6. 本協会の規程の制定・一部改正について
7. 平成 28 年度第三者評価実施要領について
8. 中央教育審議会大学教育部会のヒアリングについて
9. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 16 回 平成 27 年 9 月 17 日 (木)

議事

1. 平成 28 年度第三者評価の申請状況と評価校の決定について
2. 平成 28 年度第三者評価の実施に伴う評価員について

◇評議員会

第 4 回 平成 27 年 6 月 19 日 (金)

議事

1. 理事の選任について
2. 平成 26 年度事業報告について
3. 平成 26 年度決算報告について
4. 公益目的支出計画実施報告書について

◇第三者評価委員会

第 100 回 平成 27 年 4 月 16 日 (木)

議事

1. 第三者評価委員会委員について
2. 平成 28 年度第三者評価実施要領の制定について
3. 平成 28 年度第三者評価の実施通知について
4. 基準別評価の考え方の改定について
5. 評価員マニュアルの改定について
6. 平成 22 年度の保留校（財務に課題がある場合）の再評価について
7. 平成 24 年度条件付き適格校の評価について

第 101 回 平成 27 年 5 月 13 日 (水)

議事

1. 平成 27 年度第三者評価 評価チームの編成について
2. 評価に使う様式の取り扱い及び記入方法の改訂について
3. 平成 27 年度評価員研修会について
4. 平成 26 年度第三者評価活動に関する評価校アンケート結果について
5. 平成 27 年度第三者評価委員会分科会について

第 102 回 平成 27 年 6 月 18 日 (木)

議事

1. 平成 28 年度 ALO 対象説明会について
2. 自己点検・評価報告書作成マニュアルについて
3. ALO マニュアルについて
4. 条件付き適格校の改善報告の評価について

第 103 回 平成 27 年 7 月 23 日 (木)

議事

1. 自己点検・評価報告書作成マニュアルについて
2. 平成 27 年度評価校の教員組織の課題について
3. 平成 27 年度評価校の財務に関する課題について
4. 条件付き適格校の改善報告の評価について

第 104 回 平成 27 年 9 月 17 日 (木)

議事

1. 平成 28 年度第三者評価 評価校について
2. 平成 28 年度第三者評価 評価員について
3. 平成 27 年度第三者評価委員会分科会について
4. 平成 27 年度機関別評価案作成上の課題対応メモについて
5. 平成 27 年度第三者評価（再評価・条件付き適格 B）の内示について

◇第三者評価委員会小委員会

第 87 回 平成 27 年 4 月 16 日 (木)

議事

1. 第三者評価委員会小委員会の運営について

2. 第 100 回 第三者評価委員会について
3. 平成 22 年度の保留校（財務に課題がある場合）の再評価について
4. 平成 24 年度条件付き適格校の評価について
5. 評価結果の英文表記について
6. 平成 27 年度第三者評価 評価チームの編成について
7. ドイツ認証評価協会からのアンケート調査について
8. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 88 回 平成 27 年 5 月 13 日 (水)

議事

1. 第三者評価委員会小委員会の開催時間及び審議内容の変更について
2. 平成 27 年度第三者評価 評価チームの編成について
3. 平成 27 年度評価員研修会について
4. 平成 26 年度第三者評価活動に関する評価校アンケート結果について
5. 第 3 評価期間の第三者評価について
6. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 89 回 平成 27 年 6 月 18 日 (木)

議事

1. 平成 28 年度 ALO 対象説明会について
2. 自己点検・評価報告書作成マニュアルについて
3. ALO マニュアルについて
4. 条件付き適格校の改善報告の評価について
5. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 90 回 平成 27 年 7 月 23 日 (木)

議事

1. 平成 27 年度評価校の教員組織の課題について
2. 条件付き適格校の改善報告の評価について
3. 評価校への確認事項・質問事項の事前送付について
4. 平成 28 年度主要会議等日程について
5. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 91 回 平成 27 年 9 月 17 日 (木)

議事

1. 平成 27 年度第三者評価（再評価・条件付き適格 B）の内示について
2. 平成 24 年度条件付き適格校の評価について
3. 平成 22 年度保留校の評価について
4. 大学ポートレートの活用について

◇財務部会

第 1 回 平成 27 年 7 月 22 日 (水)

議事

1. 第 2 評価期間の財的資源の評価の考え方について
2. 平成 27 年度評価校の財務状況について
3. チーム責任者への連絡文書案について
4. 平成 28 年度自己点検・評価報告書の財務提出資料の修正について
5. 第 3 評価期間の財務関係の評価について
6. 平成 22 年度保留校及び平成 24 年度条件付き適格校について

第2回 平成27年9月16日(水)

議事

1. 平成22年度第三者評価(再評価)評価(案)について
2. 平成24年度第三者評価(条件付き適格校)の評価(案)について

◇調査研究委員会

第31回 平成27年8月3日(月)

議事

1. 短大生調査2014(Tandaiseichosa2014)最終報告書について
2. 短大生調査2015(Tandaiseichosa2015)の実施等について

◇広報委員会

第40回 平成27年4月17日(金)

議事

1. NEWS LETTER 第70号発行について
2. NEWS LETTER 第71号編集について
3. 「第三者評価の概要」について

第41回 平成27年7月17日(金)

議事

1. NEWS LETTER 第71号発行について
2. NEWS LETTER 第72号編集について
3. 協会ウェブサイト英語ページについて

第42回 平成27年9月18日(金)

議事

1. NEWS LETTER 第72号発行について
2. NEWS LETTER 第73号編集について
3. 協会ウェブサイト英語ページについて

◇平成27年度第三者評価 評価員研修会

平成27年7月9日(木)・10日(金)

プログラム

初任者対象研修会(7月9日)

- ①第三者評価及び短期大学評価基準について
- ②評価員の役割について
- ③評価様式の取り扱い・事務的な留意事項について

④短期大学設置基準等について

(説明) 君塚 剛氏

(文部科学省高等教育局大学振興課 課長補佐)

評価員全体研修会(7月10日)

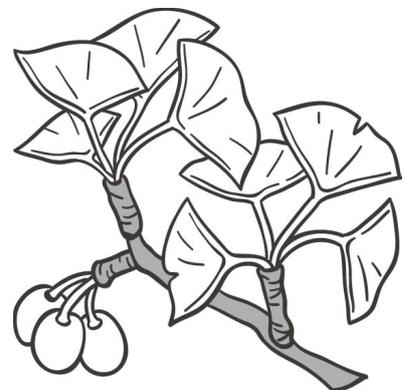
- ①平成26年度第三者評価を振り返って
- ②基準別評価票の作成について
- ③平成26年度第三者評価 評価員の経験から
- ④基礎資料について
- ⑤書面調査・訪問調査の留意事項について
- ⑥財務諸表の見方について

◇平成28年度第三者評価 ALO 対象説明会

平成27年8月26日(水)

プログラム

1. 短期大学評価基準等について
2. 選択的評価基準及び平成26年度評価からみた留意点について
3. 基礎資料及び事務的な留意事項について
4. 訪問調査の対応等について



編集後記

暑かったり、大雨が降ったり、川が氾濫したりと、天候によるニュースが多くなり、短期大学を含めて、防災教育が求められます。その一方で、他人に大げなさをさせたり、命を奪ったりする事件が増えてきています。これは、基本的な教育としての心の教育が、家庭だけでなく、学校でも、社会でも十分でないことを意味しています。短期大学でも教科を教えるだけでなく、人格や品格を教えることが求められます。

昨年度の第三者評価について論説を掲載しました。今年度は評価員による訪問調査が始まり、来年度に対して評価校の ALO 対象説明会が終わりました。第三者評価としても社会貢献が必要です。(PHM)

編集・発行

一般財団法人 短期大学基準協会 広報委員会
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11
第2 星光ビル 6階
Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954
E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp
URL : //www.jaca.or.jp/